

# 『佐賀市自治基本条例』市民説明会を開催します

佐賀市では、「活力あるまちづくり」の実現に向けて、その仕組みや役割などを定めることを目的として「自治基本条例」の制定に向けて取り組んでいます。

この条例の制定にあたり、市民35人で構成される自治基本条例検討会議において1年以上にわたり検討いただき、このたび、条例(素案)を市長へ提言されました。

この提言をもとに、佐賀市において条例(案)を作成しましたので、市民説明会を開催し、「条例制定の意義、目的」、「条例(案)の内容」などについて説明します。

この条例は、まちづくりの基本的な理念や原則を示す条例となりますので、ぜひ参加ください。

## 説明会

- ①日時 5月9日(木) 19時～
  - 場所 南川副公民館(集会室)
  - ②日時 5月11日(土) 14時～
  - 場所 フォレストアビジ(多目的ホール)
  - ③日時 5月12日(日) 14時～
  - 場所 メートプラザ佐賀(多目的ホール)
- 事前の申し込みは、必要ありません。参加を希望する人は、当日会場へ直接お越しください。
- 説明会は1時間30分程度を予定。

## 自治基本条例とは？

その地域(自治体)におけるまちづくりを進めるために作られるもので、自治の基本理念・基本原則を明確化し、市民の権利や市(行政等)の役割や市政運営のあり方などを定める条例です。この条例により、まちづくりにおける役割などを明確にすることで、「活力あるまち」の実現に一歩ずつ近づいていくものと考えています。

## 佐賀市の自治基本条例(案)には、次のような内容を規定する予定です

- ・情報共有「市民参加」「協働」を、自治の基本原則とする。
- ・市政に関する情報を知る権利「まちづくりに参加する権利」を市民の権利とする。
- ※その他に「市民・議会・市長等の役割および責務」、「地域「コミュニティ活動」、「市政運営」に関する事などの事項も含まれています。

## 自治基本条例(案)についてのご意見を募集します

募集期間：4月23日(火)～5月22日(水) 17時15分必着

## 市民の皆さんのご意見募集!

(佐賀市パブリックコメント制度)

提出先・問い合わせ 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所 総合政策課 企画係(本庁2階)  
☎40・7025 FAX29・2095 電子メールsogoseisaku@city.saga.lg.jp

意見の提出方法 住所、氏名、電話番号を明記の上、郵送、ファクス、電子メールまたは、提出先へ持参ください。様式は任意。直接持参の場合、公表資料の閲覧場所でも提出可能。※閉庁日を除く

条例(案)の公表先 市ホームページ (<http://www.city.saga.lg.jp/>) の「市政への参加」→「パブリックコメント」、総合政策課(本庁2階)、情報公開コーナー(本庁1階)、各支所総務課、市立公民館(旧佐賀市)

## 佐賀市屋外広告物審議会委員の募集

より良い佐賀市の景観形成、および広告物による危害の防止を目指し、佐賀市では、平成20年4月に「佐賀市屋外広告物条例」を施行しました。

「佐賀市屋外広告物審議会」の委員として、あなたの意見を佐賀市の景観形成に活かしてみませんか。

■対象 20歳以上で市内に在住または通勤し、平日昼間の会議に出席できる人(公務員および議員を除く)

■募集人数 2人以内

■任期 委嘱の日から平成27年3月31日まで

■報酬 市規定の委員報酬

■応募方法 住所、氏名、年齢、性別、職業、連絡先(電話番号、メールアドレスなど)を記入の上、応募動機を400字～600字にまとめて郵送または電子メールで送付ください(様式は問いません)。

■応募期限 4月30日(火)必着

■選考方法 書類審査

## 申し込み問い合わせ

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所 建築指導課 景観係  
☎40・7172 FAX40・7392  
✉kenchikushido@city.saga.lg.jp

## 国民健康保険税納税通知書の送付用封筒に掲載する広告の募集

### 事業活動・業務の宣伝に活用しませんか

■広告を募集する媒体  
国民健康保険税納税通知書送付用封筒

■広告欄の大きさと募集枠  
封筒の裏面に縦6cm×横7cmの1枠分(図1)

■広告料と掲載決定方法  
最低価格は3万5千円(税込)とし、審査後、最高価格の申込者を決定とします。

※作成枚数 3万5千枚

※平成24年度使用実績

6月発送：28,959枚

以降随時発送：約6千枚

■申込期限

4月30日(火)

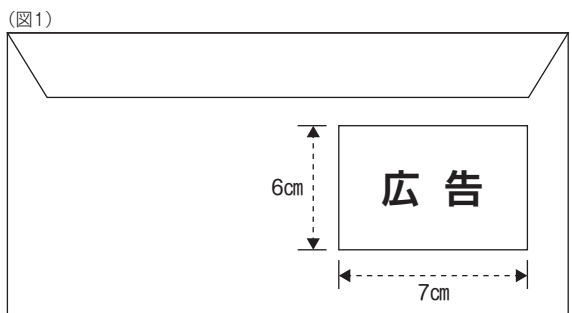
■広告掲載封筒の使用期間

平成25年度中の課税業務に使用します。

■申込方法

所定の申込書で提出ください。申込書は担当課に用意しています。また市のホームページからダウンロードもできます。

※募集する広告は公共性、品位を損なう恐れのないものなど一定の制限を設けています。詳しくはホームページをご覧ください。お問い合わせください。



## 申し込み・問い合わせ

本庁 保険年金課

☎40-7272 FAX40-7390

## 住宅用太陽光発電システムを設置する人へ補助を行います

佐賀市では、お住まいの住宅に太陽光発電システムを設置する人に1kWあたり2万円(上限8万円)を助成します。国・県の補助制度との併用も可能です。

■受付期間 4月22日(月)～

■募集件数 750件

※申請額が予算額に達した時点で受け付け終了

■申込方法 書類を持参または郵送で提出ください。

※市の交付決定後に着工することが条件です。申請時に国の補助金の申込および受理決定の写しを添付してください。県内の事業者との契約または県内事業者による設置工事が必要です。

※補助事業の要件、申請に必要な書類等、詳しくはNPO法人 温暖化防止ネットのホームページをご覧ください。

## 申し込み・問い合わせ

〒840-0824 佐賀市呉服元町2-30 NPO法人 温暖化防止ネット (申請受付事務受託事業者)

☎37-9192

## 65歳以上の皆さん「基本チェックリスト」にご協力をお願いします!

「基本チェックリスト」は、普段の生活や健康状態等に関する質問票で、生活に関わる機能の衰えを確認することができます。いつまでも元気にイキイキとした暮らしを続けるためには、自分の心身状態を知り、必要な介護予防に取り組むことが大切です。

■対象 市内在住の65歳以上のうち、下記の対象年齢に該当する人(要支援・要介護認定を受けている人は除く)

■方法 対象者に、基本チェックリストを郵送します。記入後、同封の提出用封筒(切手不要)で返信してください。

■結果の通知 提出された人には、結果を返送します。また、各担当地域のおたつしゃ本舗から介護予防の取り組みや各種教室などを紹介します。

## 発送時期(予定) 対象年齢

(年齢基準日：平成25年4月1日)

平成25年 5月	77歳・80歳
平成25年 7月	74歳・83歳
平成25年 9月	71歳・86歳
平成25年 11月	68歳・89歳
平成26年 1月	65歳・92歳以上

## 問い合わせ

本庁 高齢福祉課 地域包括支援係

☎40-7284 FAX40-7393